

富山県環境科学センターにおける競争的研究資金等の使用に関する 行動規範

平成 28 年 3 月 15 日 制定

富山県環境科学センター（以下「センター」という。）が行う競争的研究資金等による研究は、競争的研究資金等のもととなる税金によって支えられている。研究費の不正使用は、この税金等が無駄になるばかりでなく、研究そのものの信頼を大きく損なうものであり、不正使用を行った研究者や所属する機関はもとより、我が国の科学技術振興の体制を根底から揺るがしかねないものである。

こうしたことを踏まえ、センターにおける競争的研究資金等の使用に当たって、信頼性と公正性を確保することを目的として、センターに所属する研究者、事務職員等（以下「研究者等」という。）の行動規範を定めるものである。

- 1 研究者等は、競争的研究資金等が、センターが管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的にこれを使用しなければならない。
- 2 研究者等は、競争的研究資金等の使用に当たり、関係する法令、国の通達、富山県の条例、規則及び諸規程、競争的研究資金等の使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究計画に基づき、競争的研究資金等を計画的かつ適正に使用しなければならない。
- 4 研究者等は、競争的研究資金等の特性、事務手続等を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 5 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して競争的研究資金等の不正使用を未然に防止しなければならない。
- 6 研究者等は、競争的研究資金等の使用に当たり、取引業者との関係において第三者からの疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 7 研究者等は、競争的研究資金等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、競争的研究資金等の使用ルールの理解に努めなければならない。